

令和8年度 配水管整備工事等で発生する不用品売買

(〇〇水道事務所管内 鋳鉄管等) 契約書 (案)

千葉県企業局(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、甲が施行する配水管整備工事等(以下、「局発注工事」という。)により発生する不用品の取引に関し、以下のとおりの契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、日本国の法令を遵守し、契約期間内において善良に取引を実施しなければならない。

(契約の範囲)

第2条 甲が乙に売却する不用品は、〇〇水道事務所管内で発生する鋳鉄管等とする。

(不用品の単価)

第3条 甲が乙に売却する不用品(〇〇水道事務所管内 鋳鉄管等)の単価は1kg当り〇〇円(うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額〇〇円)とする。

(納品)

第4条 甲は、不用品を乙の指定した納入場所に納品することとし、甲はこの運搬について、局発注工事の受注業者(以下、「工事業者」という。)に託すものとする。

(納入場所)

第5条 乙の指定する納入場所は、下記のとおりとする。

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇

(連絡先) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(納品書)

第6条 甲は、乙あての納品書を発行し、工事業者に携帯させるものとする。

(受領書)

第7条 乙は、工事業者から納品書を受領し、確認のうえ、甲あての受領書(甲が指定する様式)を発行し、工事業者に託すものとする。

(請求方法)

第8条 甲は、受領書に基づき納品高を1ヶ月ごとに集計のうえ、上記単価により売却高を調定し、翌月10日までに乙へ納入通知書を発行するものとする。

(支払方法)

第9条 乙は、甲より納入通知書を受領した場合、納入通知書の発行日から15日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第10条 甲もしくは乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、催告その他の手続きを要せずに直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 自らの責めに帰すべき事由により、本契約の条項に違反したとき。
- (2) 相手方に重大な損害もしくは迷惑を及ぼしたとき。

(契約の期間)

第11条 本契約は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間中に納品が行われたものについて適用するものとする。

(紛争)

第12条 本契約に定める事項、もしくは定めのない事項について疑義が生じたときは、甲と乙は協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

2. 本契約に関して紛争が生じた場合、これを管轄する裁判所は乙の住所地を管轄する裁判所とする。

(談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項)

第13条 乙に談合その他不正行為があったときは、別記「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」によるものとする。

(遡及条項)

第14条 この契約が契約の始期までに締結されない場合において、甲乙双方の協議により当該始期から契約締結時までに行われた行為は、この契約に基づくものとして取り扱う。

〔注〕 遡及条項は、電子契約を採用する場合に使用する。

(その他)

第15条 甲は、必要があるときは乙と協議のうえ、この契約の内容を変更することができる。

2. 乙は、この契約期間中において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲に契約単価の変更を申し出ることができる。

(A) この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(B) この契約の証として契約内容を記録した電磁的記録を作成し、甲及び乙が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

〔注〕 (A)は紙の契約書を採用する場合、(B)は電子契約を採用する場合に使用する。

令和8年 月 日

甲 千葉市花見川区幕張町五丁目417番地24
千葉県
千葉県企業局長

乙